

【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う建材・設備の部品供給の停止等の場合の完了検査の取扱いについて】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。

この場合、これらの設備等が未設置の状態ですら工事を完了させ、引渡し等の都合により、しかたなく完了検査を申請する場合がありますので、このような案件につきましては下記の取り扱いをさせていただきますので個別にご相談・お問い合わせをお願いします。

○建築基準法による完了検査

1. 軽微な変更該当する場合は、完了検査に合わせた図面を作成し軽微な変更報告書を提出して下さい。

(例) トイレの便器が未設置の場合：図面の便器に「未設置」と記入して軽微な変更報告書を提出して下さい。完了検査報告書の第三面【10.】欄に変更内容を記載。

2. 軽微な変更該当しない場合は、完了検査に合わせた図面を作成し計画変更を提出して下さい。計画変更には時間がかかるため余裕を持って提出して下さい。

(例) 建具が入らないためシックハウスのエリアが拡大し換気扇の能力不足となり換気扇の機種を変更：計画変更申請書を提出して下さい、処理後完了検査申請となります。

○住宅金融支援機構の適合証明

1. 別紙の「トイレ等の未設置状態における適合証明書交付に関する申出書」を提出して下さい。

融資利用者及び事業者連名となります。請負契約書又は売買契約書の写しを提出して下さい。

2. 建築基準法による検査済証が交付されていること。

トイレ等の設置以外の全ての技術基準に適合していること。